

大規模イベント等リユース食器導入スキーム構築に係る 事業化可能性等調査業務委託仕様書

1 業務名

大規模イベント等リユース食器導入スキーム構築に係る事業化可能性等調査業務

2 目的

海洋プラスチックごみの発生抑制への取組みなどが強く求められる中、ワンウェイプラスチック使用削減に向けた取組の更なる強化が必要となっている。県では県内大規模イベント等でのリユース食器導入の本県独自スキーム構築に向けて、令和7年度に課題抽出や手法の調査を実施したところ、衛生面の観点からリユース食器事業者によるレンタルが効果的であると考えられるものの、イベント事業者・リユース食器レンタル事業者双方のコスト面の課題などが明らかとなった。

このため、本調査検討業務では、リユース食器レンタル事業者を交えたイベント実証実験により、損益モデルを精緻化するとともに、イベント主催者等へ導入可能性調査を行うことで、本県独自の循環スキーム構築に向け課題解決を図ることを目的とする。

3 委託上限額

6,096,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）までとする。

5 業務の内容

「令和7年度大規模イベント等リユース食器導入スキーム構築に係る調査検討業務実績報告書」において抽出された以下の課題に対し、実効性の高い具体的な解決策の検討を実施し、スキーム構築の実現可能性の可否を判断する。

※令和7年度大規模イベント等リユース食器導入スキーム構築に係る調査検討業務実績報告書およびマニュアル（案）を参考にすること
（県HP：<https://www.pref.ehime.jp/page/146421.html>）

<令和7年度調査事業：スキーム構築に向けての課題>

- ① コスト面（リユース食器導入による経費増）
- ② 県内リユース食器レンタル事業者の掘り起こし（コスト削減関連）
- ③ イベントでの導入の方法が不明確（必要数量の予測など）
- ④ 衛生面
- ⑤ 県民に向けたリユース食器導入の効果的な普及啓発

1) モデルイベントでのリユース食器導入手法の検討業務（課題①・③・④・⑤）
複数の規模（中規模：数千人程度、大規模：1万人以上）や趣旨が異なるイベント（2件以上）においてリユース食器を試験導入し、以下の項目を実施・検討すること。その際、「令和7年度大規模イベント等リユース食器導入スキーム構築に係る調査検討業務」において作成された【実証実験マニュアル（案）】を参考にすること。（新たな手法の提案を妨げない）

(1) リユース食器導入にあたっての最適な手法の検討

課題となっているリユース食器数量の予測方法やコストを削減する手法を複数検討すること。（ピーク時の返却対応や、適正な動線の構築方法なども含む）

(2) 普及啓発の実施

イベント来場者（県民）に「環境保全のために進んでリユース食器を選択する」という行動変容を促すため、リユース食器導入の効果的な普及啓発を実施すること。

- ・「回収方法の解説」・「リユース食器導入の周知（海洋プラスチックごみ問題を含む）」などを啓発する資材（看板・のぼり・POPなど）を製作すること。
- ・その他、会場でのアナウンスや、リユース食器を使用する意義を理解してもらうための動画やSNS配信など、効果的な啓発を検討すること。

(3) 効果検証

イベント主催者や出店者、来場者へアンケート調査を実施し、改善点の特定や対策を実施すること。具体的な調査項目は県と協議の上決定すること。

(4) リユース食器の適正価格の推計・損益モデルの算出

モデルイベント毎に損益収支を算出し、愛媛スキームの実現に向けてイベント主催者・リユース食器レンタル事業者の双方にとって適正なリユース食器のレンタル価格の推計や損益モデルを提示すること。（10月上旬の中間報告にて提示）

なお、レンタル価格や損益モデルについては、イベント回数や規模、回収率や摩耗率など多角的な視点で検討した現実的な数値とし、令和10年度からの自走にあたり、行政からの補助金等に頼らない事業継続を見据えたものとする。

2) リユース食器レンタル事業者の掘り起こし（課題②・④）

1) - (4) にて推計したリユース食器のレンタル価格や損益モデルを基に、令和10年度からのスキーム自走以降、県内においてリユース食器レンタル事業を実施

する事業者（予定）を1件以上新規開拓すること。事業を実施予定事業者については、保健所とも協議の上、衛生面の課題をクリアした業者とすること。

3) 実証事業実施用マニュアルの作成（課題③）

令和9年度にスキームの構築（実装）に向けた実証事業を行えるよう、令和7年度に作成したマニュアルを参考に、イベント主催者向け及びリユース食器レンタル事業者向けの実証事業実施用マニュアルを作成すること。（リユース食器レンタル事業者向けのマニュアルは今年度新規作成が必要）

4) 導入可能性調査

1) - (4) にて推計したリユース食器のレンタル価格・損益モデルを基に、県内におけるイベント主催者・イベント出店者に対し、以下の項目などを提示し、導入可能性の調査を実施すること。具体的な調査項目は県と協議の上決定すること。

< 提示項目（例） >

- ・リユース食器の必要数量の予測方法
- ・リユース食器の手配の方法
- ・リユース食器価格、損益モデル

5) その他、事業目的を達成するために効果的な業務については、提案を妨げない。

6 業務計画書及び報告書の提出等

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく、具体的な業務内容等について県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 令和8年10月上旬を目安に中間報告を行うこと。なお、報告資料については、県と受託者が協議の上、書面及び電子媒体で提出すること。
- (3) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」及び県ホームページに掲載する概要報告書を作成し、書面及び電子媒体で提出のうえ、県の検査を受けること。
- (4) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (5) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

8 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら適切に履行すること。
- (2) 受託者は、本業務を統括する責任者を1名配置すること。
- (3) 受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (4) 本業務により作成された成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、原則として、県に帰属する。
- (5) 成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- (6) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (7) 委託業務の実施のために使用された県が所有する資料等の著作権は県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- (8) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (9) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (10) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (11) 本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受託者の瑕疵担保責任期間を契約期間満了後1年間とする。
- (12) 各業務に係る一切の経費は委託金額に含むものとする。

9 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。